

安曇野市告示第 292 号

公示送達書

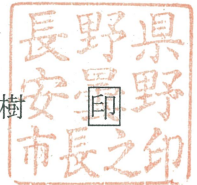
下記の者は、書類の送達ができないので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

なお、送達すべき書類は、安曇野市総務部税務課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付します。

また、同法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和 8 年 6 月 22 日

安曇野市長 中山 栄樹



記

1 送達を受けるべき者の氏名（名称）及び住所（所在地）

氏名（名称）	住所（所在地）
中村 亜由巳	

2 送達すべき書類

軽自動車税減免承認通知書

令和 8 年度 軽自動車税更正決定通知書